

第1回貧困対策部会 事前に提出いただいた御提案等

No.	御提案等
1	<p>貧困対策は大きな問題なので多方面から考えていかないといけない。国や県だけにまかせるのではなく、地域（自治会）で考える必要があるのではないかと。貧困は他人事だと思っている人がたくさんいるため、もっと身近なところにこの問題を持ってきて、地域の人たちが「私にもできる！」と思う事を増やしていくといいと思う。</p>
2	<p>明石市では、子どものみならず老人も集える「気づき・支援の拠点」として、市内全小学校区に「あかし版こども食堂」を設置する予定としている。このような拠点は歩いていける場所にあることが重要であり、行政が音頭をとって全小学校区に設置することに意義がある。</p>
3	<p>子どもの権利を守るため、離婚するにあたって、事前に養育費や面会交流について講座など開催している自治体がある。子どもが一人前になるまでにどれくらいお金がかかるのかなどを親同士で考える機会になるため、他市を参考にマニュアル化、若しくはルールづくりに取り組んではどうか。</p>
4	<p>貧困対策には民間活力の活用が重要である。余っている食材を不足しているところに配分するフードバンクなど、民間が自主的に実施しているところをサポートすべき。</p>
5	<p>社会福祉協議会と学校との連携が重要である。</p>
6	<p>子どもに向けたプログラムとして、物心両方の支援が必要である。また、子どもの生きる力をつける教育を行っていく必要がある。</p>
7	<p>リスクの高い母親の相談を受けた際、行政として、それぞれの担当業務のみの対応しかできていないように感じた。対象者が自立するまでの「まるごと」連携したサポート体制を取れるようにするべきである。</p>
8	<p>貧困に苦しむ子ども達が学校・地域で守っていける施策への補助をお願いしたい。</p>
9	<p>保育園等、幼児期から小学校・中学校へとつながる教育支援が大事。又、保護者自身が子どもが幼児の時から学校、地域、PTA等への理解・勉強が必要。</p>
10	<p>公教育、学校における学習支援の重要性は論を待たないが、現状これ以上過重負担を学校現場に押し付けることは現実的でないと思われる。試案ではあるが、予備校、学習塾など営利目的の事業において、学習支援の一翼を担ってもらうのが得策と思う。障害者雇用促進法においては、従業員の雇用が一定数以上の規模の事業主は、従業員に占める身体障害者・知的障害者の割合を「法定雇用率」以上にする義務がある。もちろん、何らかの財源的な裏付けは必要だが、同じように、一定の事業規模以上の予備校、学習塾において生活困難世帯の子どもを一定率以上在学させることを義務化すれば格差の是正に寄与するように思う。現在の貧困対策、学習支援は、ともすれば底辺の子どもたちのレベルの底上げの意図があるように思うが、この方法により生活困難世帯にあってすでに学力が一定レベルに達している子どもたちに対しても、より高い目標、希望を持たせることが可能になるように思う。それがひいては貧困の連鎖解消に役立つものと確信している。</p>
11	<p>市が実施する貧困対策の事業・取組が多いことに驚いたが、これらが知られていないし、つながっていないのではないかと。新しい事業や取組も作るのは良いが、実際に使えるものにしてほしいと思える。</p>

第1回貧困対策部会 事前に提出いただいた御質問・御意見等及びその回答

No.	御質問・御意見等	回 答
1	一人親のみならずそのはざままで対象にならない（例えば祖父祖母が育てているというのはひとり親というのか？）人たちのことはどうするのか。	ひとり親かどうかではなく、貧困の連鎖を防ぐために、所得が一定額を下回る生活困難世帯に対して支援を行うこととしております。 なお、今回県が実施した調査では「ひとり親」とは母子家庭若しくは父子家庭を指しており、祖父祖母が子どもを養育している場合は「その他の世帯」に分類しております。
2	アンケートの調査報告書で（高松市の場合も）収入や、家族の事（人数など）は表示されているが、年齢層はどうなっているのか。	現在、アンケートを実施した対象別の詳細な調査結果をまとめているところです。
3	子供のいる「保護者の生活支援」はもちろん必要だが、子どもがその恩恵にあずかれないケースもあるように思う。実態調査が必要である。	子どもの貧困とは、すなわち世帯の貧困であることから、教育などの視点で子どもへの対策を講じる一方で、保護者の健康を確保し、自立を促すことも重要な子どもの貧困対策となり、その恩恵を子どもが受けることができるような取組を検討していくこととしております。
4	資料4の8ページの「子育ての不安や悩みの相談先」について、先生やSCに相談する人が、生活困難世帯の方がかなり低いが、これは身近な専門職としてもっとスキルアップ、活用等できないか。SCやSSWには専門的スキルがあると思うが、先生は難しいのか。	各学校において、保護者対応についての共通理解や教育相談に努めるとともに、SCやSSWの専門家や関係機関と適切につなげるよう、教育相談体制の充実に努めているところです。
5	資料4の8ページの「子育ての不安や悩みの相談先」について、「誰にも相談したくない」というのが本音か。相談自体が少ないと結果にも出ている。このハードルを下げるには何ができるか。	アンケートの結果から、生活困難世帯は相談自体を避ける傾向が見られることから、計画を策定する中で、相談しやすい体制づくりなどについて検討していくこととしております。
6	資料4の9ページの「子育てをするうえで必要・重要だと思う施策」について、「一時的に必要となる資金を借りられること」とあるが、一時的であっても返済できるのか。かえって負債が残って破産等になるのでは。そうならず助けられる制度が今あるのか、若しくは今後作れるのか。	本市では、生活困窮を理由とした生活資金等の貸付は行っておりませんが、子どもの就学支度資金、修学資金等の貸付制度があります。貸付に当たっては、事前に母子父子自立支援員による貸付額、償還計画、借受人の経済状態、連帯保証人等について聞き取り調査を行い、返済が困難と思われる場合には貸付を行っていません。また、原則無利子で、修学終了後6か月の据置期間を設け、償還期間も最長5年とする等、無理なく返済を行うことができる制度となっています。 また、高松市社会福祉協議会が行っているたすけ合い金庫につきましては、あくまで一時的に必要な資金（10,000円程度）を貸し付けるもので、大きな負債となるものではありません。
7	資料6「本市における子どもの貧困対策の取組」について、市として多くの取り組みをされているがその効果や成果等について、どのように検証・分析等がされているか。また、今後の展開に向けた展望は。	本市が現在実施している貧困対策の取組は、それぞれの事業ごとに評価や検証を行っておりますが、計画として取りまとめることにより、体系立てて分析等を行うことができるようになります。 今後は他市の取組などを参考にしつつ、子どもの貧困対策に効果的な事業を検討していくこととしております。